

韓国の基礎自治体議会—女性議員進出元年—

元吉 宏

【目次】

- I 基礎自治体議会比例区の定数
 - II 基礎自治体議会比例区の女性クォータ制
 - III 当選基礎自治体女性議員のプロフィール
- おわりに

2006年は、韓国は統一地方選挙の年であった。韓国の統一地方選挙の集中度は、我が国と比べて高い。文字通り、全国の地方自治体の首長と議会議員の選挙が同時に行われる。韓国の地方自治制度では、我が国の都道府県・政令指定都市に相当する自治体を「広域自治体」、我が国の市・政令指定都市内の区に相当する自治体を「基礎自治体」と分類している。広域自治体レベルと基礎自治体レベルの選挙を同時に行うため、有権者が一回の選挙で投票する回数も多い。全国統一地方選挙が1995年に始められてから前回の2002年までは、一人一回5票であったが、2005年6月の公職選挙法改正により、今回から基礎自治体議会選挙に、比例代表制が新たに加えられ、一人一回6票となった。

一人一回6票の具体的内訳は、例えばソウル特別市の住民の場合、特別市の市長、特別市の選挙区議会議員、特別市の比例区議会議員と、特別市内の区長、区の選挙区議会議員、区の比例区議会議員に対する投票である。郡の住民の場合は、道知事（「道」は我が国の県に相当）、道の選挙区議会議員、道の比例区議会議員と、郡守（郡長）、郡の選挙区議会議員、郡の比例区議会議員に対する投票である。^(注1)

I 基礎自治体議会比例区の定数

今回新たに実施された基礎自治体議会比例区

の定数は、公職選挙法第23条に定められている。定数の決定方法は、広域自治体比例区におけるものと同じく、議会の全議員定数の100分の10とするものであり、端数は1とみなすという繰り上げも定めている。一方、基礎自治体議会の最小定数は7名と定めている。実際、基礎自治体議会の規模は、広域自治体議会に比べて小さい所が多く、定数7～9名の議会が比較的多く存在する。前記のように、端数を1とみなす繰上げ規定が存在するため、このような小規模の基礎自治体議会においても、比例代表区の存立が制度上確保されている。

II 基礎自治体議会比例区の女性クォータ制

地方議会選挙への比例代表区の導入にともない、女性クォータ制の導入・強化がはかられてきた。韓国の地方議会における現行のクォータ制に至る最近の経緯は、次のとおりである。まず2002年の統一地方選挙の前に、広域自治体議会比例区の女性候補の比率を50%とすることを義務付けた。さらに2005年6月、すなわち今回の統一地方選挙の1年前に、基礎自治体議会選挙においても、新たに比例区を設けることにした際、比例区に対して広域自治体議会におけるものと同じ比率によるクォータ制を導入した。^(注2)

このように、韓国の自治体議会比例区の女性クォータ制は、すべての地方議会に最少1名の女性議員を置くよう、直接定めているわけではない。現行の公職選挙法においては、広域自治体議会・基礎自治体議会ともに、比例代表区における政党推薦者名簿の奇数番に女性を記載し、男女の比率を50%と義務化し（第47条）、これに違反する名簿は無効とする（第52条）ことによって、クォータ制を確保することになったのであ

(注3) 今回の地方議会選挙の実施にあたり、すべての党は、この名簿作成方式に従ったので、比例代表区候補者名簿の筆頭に女性が記載された。2005年の公職選挙法改正後、すべての地方議会で比例代表区の存立が保障されているので、比例代表区ではどのような政党に議席が配分されても、第1当選者は女性になる。このような形で、事実上、最少1名の女性議員が保障されるようになっている。

実際に、2006年5月31日に実施された、第4回統一地方選挙における、地方議会の定数と当選女性議員数との比率は、次のとおりであった。女性議員の占める比率に注目してみると、選挙区と比例区の結果に大きな違いがみられた。まず基礎自治体では、選挙区定数の合計2513名のうち、当選女性は11名（比率は0.4%）であるのに対し、比例区定数の合計375名のうち、当選女性は326名（86.9%）に達する。選挙区と比例区全体でみると、定数の合計2888名中、当選女性合計は337名（11.7%）であった。次に広域自治体では、選挙区定数の合計655名のうち、当選女性は32名（4.9%）であるのに対し、比例区定数の合計78名のうち、当選女性は57名（73.1%）にのぼる。選挙区と比例区全体でみると、定数の合計733名中、当選女性は89名（12.1%）であった。地方議会合計でみると、総定数3621名で、うち当選女性は426名（11.8%）であった。女性議員当選者の数と、全体に対する比率を、過去

の統一地方選挙と比較すると表1のようになる。

上述のとおり、今回2006年の広域自治体議会比例区における女性議員の比率は73.1%、基礎自治体議会における女性議員の比率は86.9%と、50%を大きく上回っている。これは、各比例区の定数が少ない場合、女性の当選が優先されるためであり、特に基礎自治体議会において目立つ。この現象が、基礎自治体議会の選挙区における女性当選者の不振（0.4%）を一部補っている。結果的に今回の地方基礎自治体議会選挙では、比例区選出女性議員が、基礎自治体議会全体の女性比率を11.7%にまで押し上げた。表1にみるとおり、前回の基礎自治体議会全体の女性比率は2.2%であった。今回の数値は広域自治体議会全体の女性比率の12.1%とほぼ同一のレベルに並んだことになる。これらの数値は、2004年の韓国国会議員選挙における女性比率13.0%と比べても遜色はない。

Ⅲ 当選基礎自治体女性議員のプロフィール

前回2002年の統一地方選挙まで、韓国の基礎自治体議会の女性議員の数は、極めて少なかった。したがって、今回の選挙で誕生した女性議員はほとんどが初当選である。その中から3名の議員のプロフィールと生の声を、新聞から紹介する。

キム・ギョンミ議員（42歳、ハンナラ党、江原道（カンウォンド）楊口郡（ヤンググン）議

（表1）韓国地方議会の女性議員数の推移

年	地方議会 合 計		広域自治体議会（道・特別市等）						基礎自治体議会（市・郡・特別市等の区）					
			合計		選挙区		比例区		合計		選挙区		比例区	
	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
1995	人 127	% 2.3	人 56	% 5.8	人 13	% 1.5	人 43	% 45.6	人 71	% 1.6	この間、選挙区のみ			
1998	97	2.3	41	5.9	14	2.3	27	36.4	56	1.6				
2002	140	3.4	63	9.2	14	2.3	49	67.1	77	2.2				
2006	426	11.8	89	12.1	32	4.9	57	73.1	337	11.7	11	0.4	326	86.9

（出典）大韓民国女性家族省『女性白書2004』p.260. および『東亜日報』『文化日報』2006.6.2.をもとに筆者が作成。

会比例区)は、郡議会議長にも選出された。キム・ギョンミ議員は、楊口郡庁で13年間社会福祉士として勤め、地域の実情に精通し、保育施設の運営もしており、地域では、「福祉・児童・教育専門家」として評価を受けている。同議員は、「公務員生活をしている時、山道と野道を歩きながら、政治家の夢を抱いていた」としつつ、「当時、几帳面にメモしておいた色々な社会福祉の問題点を解決することに全力を傾ける考えです」と話した。^(注4)

ク・ソンウン議員(35歳、開かれたウリ党、全羅北道(チョルラプクト)全州(チョンジュ)市議会基礎第7選挙区)は、これまで、「キリスト暮らしの女性会」と「全羅北道(チョルラプクト)女性団体連合」などの女性団体に身を置いてきた。同議員は、「…党の支援もたくさん受けました。当落選上なので動揺していると、党が選挙運動を助けてくれるなど積極的な支援をしてくれました。党の戦略の恩恵をしっかりと受けました。」「全州(チョンジュ)市議会に女性議員がいないのが残念でした。女性の視点から全州(チョンジュ)市の政策が立てられ条例ができるように、積極的に女性の声を上げていきたいです。生活に根ざした政治を行うことが私を支持してくれた有権者たちに対する恩返しだと考えます」と話した。^(注5)

パク・チョンヒ議員(45歳、民主党、全羅北道(チョルラプクト)群山(クンサン)市議会基礎第6選挙区)は、群長(クンジャン)短期大学社会福祉学科の兼任教授でもあり、群山(クンサン)老人福祉館に勤めながら、家庭奉仕院派遣センター在宅チーム長として仕事をしていた。社会福祉士協会群山(クンサン)支会長でもあり、老人福祉関連の活動で多忙を極めていた。パク・チョンヒ議員は、「民主党から地方選挙に出馬したらどうかという提案がありました。今までそんなことを考えたことがなかったが、チャンスだと思いました。市議会に出て、

老人福祉関連分野で専門性を発揮しようと決心しました。」「老人介護制度が2008年に施行される予定です。どの地域も同じでしょうが、群山(クンサン)にも介護制度の導入については、多くの問題があります。また在宅福祉や収容施設など、老人福祉のインフラ構築も切実です。私の専攻は老人福祉なので、関連政策の立案実施に役立つと思います。官と民の連結の役も果たせるでしょう」と話した。^(注6)

おわりに

韓国において、すべての自治体の議会に、女性議員が少なくとも1名進出したことは、意味のあることである。今回の選挙で誕生した女性議員の多くが、初当選の上に市民運動家出身者であったり、福祉関連の専門職出身者であったりすることから、地方議会活動に新しい風を吹き込むものと、韓国では期待されている。

注

*本稿におけるインターネット情報はすべて2006年11月30日現在である。

*法案及び法律の条文については、韓国国会입법통합 지식관리시스템(立法統合知識管理システム)<<http://search.assembly.go.kr/>>によった。

*韓国国内の新聞記事については、韓国言論財団の新聞記事データベース KINDS <<http://www.kinds.or.kr/>>によった。

(1) 「투표용지 3 장씩 두 차례 기표 가・나・다 많아도 1 명만 찍어야 헛갈리는 5・31 투표」(投票用紙3枚ずつ2回記票、……ややこしい5・31投票)『朝鮮日報』2006.5.30.

(2) 韓国におけるクォータ制のこれまでの拡張の経過については、白井京「韓国の女性関連法制」『外国の立法』226号、2005. 11, pp.103-132. を参照。<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/226/022605.pdf>>

(3) なお、2002年の統一地方選挙のための法改正の際

に、広域自治体議会比例区の女性候補の比率を50%とすることが義務付けられると同時に、この条件に違反した候補者名簿を選挙管理委員会が受け付ける段階で無効とする条項も新たに付け加えられた。ところが2005年6月の政党法と公職選挙法の改正で、基礎自治体議会に比例区とクォータ制が導入されたとき、公職選挙法第52条の候補者名簿の無効を定める条項中に、「基礎自治体」議会比例区という語句が付け加えられなかった。この条文上の不備を補うための同法改正案が提案されたのは2006年2月であり、実際に成立し公布されたのは、今回の統一地方選挙後の2006年10月4日であった。この不整合点は、今回の統一地方選挙の実施過程において特別な影響は与えなかったものと思われる。

- (4) 「기초의회 첫 여성의장 된 나정숙. 김경미 의원, 집안 살림하듯 정치도 꼼꼼」(基礎議会初めての女性議長になったナ・ジョンスク、キム・ギョンミ議員、

家事をするように政治も丹念に)『京郷新聞』2006.7.5.

- (5) 「야무지고 꼼꼼한 의정 기대하세요” 5·31 地選 지역구 여성당선자 3인방 - 구성은, 국주영은, 박정희씨」(「堅実で几帳面な議会活動期待して下さい」5・31地選選挙区女性当選者3人衆－ク・ソンウン、ク・チュヨンウン、パク・チョンヒ氏)『全北日報』2006.6.5.
- (6) 同上

参考文献 (注で記したものは除く)

- ・自治体国際化協会編『韓国の地方自治』自治体国際化協会, 2003. <<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/12.pdf>>

(もとよし ひろし・海外立法情報課)